

台湾市場におけるインフルエンサーを活用した誘客プロモーション業務委託 仕様書

1 委託業務名

台湾市場におけるインフルエンサーを活用した誘客プロモーション業務委託

2 目的

松山国際観光客誘致推進協議会（以下、「松山国際協」という。）は、他の自治体や民間事業者などと連携し、台湾からの観光誘客を進めている。

台湾から松山市への観光客数は、松山 - 台湾の国際定期路線の就航や円安などの影響で、近年増加傾向にある。また、好調な団体旅行に加え、個人旅行・家族旅行などの需要も高いため、今後のさらなる観光誘客に期待できる市場である。

そこで、台湾で影響力のあるインフルエンサーを起用・招聘し、モデルコースを設定するほかファムツアーを通じて情報発信を行うことで、本市の認知度・関心度の向上を図り、本市へのさらなる誘客促進につなげる。

3 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日まで

4 履行場所

松山国際協会長が指定する場所

5 国庫支出金の活用

本業務は地域未来交付金を活用する予定としている。そのため、旅費、宿泊費、体験費、交通費、飲食費、販促品提供費は、その目的・金額を事前に松山国際協へ申請し、承諾を得ること。また、実績報告の際に、それらの経費については、領収書など支払いを証明できる書類を提出すること。（事業実施のために必要な添乗員、通訳等の人件費は除く）

6 業務内容

本業務は、以下の項目とし、台湾市場のニーズを整理した上で、必要な業務計画、実施体制及び具体的手法を提案すること。

- (1) インフルエンサーの選定、招聘、管理等
- (2) モデルコースの設定とファムツアーの実施

(3) インフルエンサーを活用した情報発信

(4) 実施内容の効果検証

各業務の詳細は、以下の項目を参照すること。

(1) インフルエンサーの選定、招聘、管理等

台湾在住で訪日旅行に関心がある者が観光情報の収集に利用するSNS等（例：InstagramやYouTube、Facebook等）において影響力のあるインフルエンサーを2名以上選定、招聘し、下記(2)、(3)の業務における活動の調整や滞在支援、活動支援、情報発信、ネガティブチェック等についての管理、監督を行うこと。

インフルエンサーの選定にあたっては、次の①から⑥に留意し、企画提案段階から提示すること。

- ① インフルエンサーのプロフィール、選定理由、発信媒体、発信内容、過去の発信内容、フォロワーの属性（性別、世代別など）、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提示すること。
- ② フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、ターゲットや訴求コンテンツ、本業務目的との親和性に留意し、インフルエンサーの発案も選定の参考とすること。
- ③ 可能な限りジャンルが異なる（例：旅行系、グルメ系、ファッション系等）インフルエンサーを選定し、幅広いリーチを想定すること。
- ④ 契約予定期間内で、招聘可能と確認の取れたインフルエンサーを提示すること。契約後に企画提案段階で提示していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。
- ⑤ インフルエンサーの選定にあたっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないように努めること。なお、キャンセル料が生じた場合は、全て受託者の負担とする。
- ⑥ その他、インフルエンサー選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。

(2) モデルコースの設定とファムツアーの実施

次の①から⑧を満たした上で、選定したインフルエンサーの意見を取り入れながら、台湾人観光客が魅力を感じるモデルコースを設定すること。

また、インフルエンサーが実際にモデルコースを周遊するファムツアーを実施すること。

モデルコースの設定にあたっては、企画提案段階から素案を提示すること。

- ① モデルコースの日数は、2泊3日とし、宿泊は松山市内とする。

- ② モデルコースには、訴求対象に対して効果的にプロモーションのできるテーマ（例：「松山でスイーツ旅行」、「松山ローカル列車の旅」等）を設定すること。また、行程やストーリー性に応じて周辺市町のコンテンツとの組み合わせも可とする。
- ③ 設定したモデルコースをもとにファムツアーを実施すること。
- ④ ファムツアーの訪問場所・日時については、松山国際協と協議の上、決定すること。ただし、単なる観光施設めぐりに留まらず、「再現性の高い旅行体験」として構成すること。
- ⑤ ファムツアーが円滑に行われるように、必要な日程・日数及び費用等を計画するとともに、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。
- ⑥ ファムツアーで訪問する施設や店舗等への「(3) インフルエンサーを活用した情報発信」に伴う投稿許諾関係は、受託者またはインフルエンサーが行うこと。
- ⑦ 本業務に係るすべての活動費用（交通費、宿泊費、施設入場料、謝礼金など）は、受託者が負担すること。なお、インフルエンサー招聘にかかる手配等については下記のとおりとする。
 - (ア) 被招聘者の旅行手配について、海外渡航費・日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
 - (イ) 宿泊施設は原則として松山市内で手配すること。
 - (ウ) 観光施設等の視察や体験に係る経費を計上するとともに、事前に視察許可及び見学費の減免許可等を得ること。
 - (エ) 保険加入等の備えを行った上で、全旅程における安全を期すること。また、被招聘者に対し、旅程中の事故、怪我、第三者に対する損害等に係る被招聘者の個人責任の範囲について、あらかじめ同意を得ること。
 - (オ) 必要に応じて、全旅程に通訳・旅程管理を行うことのできる者及び観光や体験に精通する者を同行させ、被招聘者に適宜情報提供のできる体制を整えること。また、同行者の移動、宿泊、食事及び観光施設への入場・体験等の手配も、受託者が行うこと。
 - (カ) その他、ファムツアーに必要な事項は、受託者と松山国際協との協議により決定すること。なお、「5 国庫支出金の活用」に記載のとおり、地域未来交付金を活用予定のため、対象外経費が見積額に含まれる場合は、詳細に記載すること。
 - (キ) 招聘実施後は被招聘者に適宜必要な情報提供等を行うこと。
- ⑧ ファムツアー実施後、受託者はインフルエンサーから意見を集約し、モデルコースの内容を、「2 目的」を効果的に達成することができるようアッ

アップデートするとともに、報告書において報告すること。

(3) インフルエンサーを活用した情報発信

(2) で実施したファムツアーについて、起用したインフルエンサーが保有するSNSアカウント等で情報発信をさせること。

なお、情報発信にあたっては、次の①から⑨に留意し、記事や動画の内容、投稿の構成は、企画提案段階から素案を提示すること。

- ① 記事や動画は、インフルエンサーが作成すること。
- ② 作成した記事や動画をインフルエンサーが保有するSNSアカウント等に投稿すること。
- ③ 記事や動画の内容、投稿の構成、期間及び本数は、「2 目的」を効果的に達成することができる内容を提案すること。また、可能な限り松山市の公式SNSと共同投稿も可能とすること。
- ④ 記事や動画の内容及び投稿の構成は、松山市への訪問確度の高い旅行検討層に対し、松山市の観光情報・魅力及び外国人観光客に対する安全・安心情報を紹介するようなものにする。
- ⑤ 投稿のキャプション欄等を使用し、松山市の公式WEBサイトや公式SNSへの導線を確認するとともに、旅行者が利用しやすい地図サービス等（例：Google マップ等）を用いて、投稿内容に記載のある施設や店舗等への導線を確認すること。
- ⑥ 記事や動画の投稿にあたっては、台湾人観光客による口コミや写真投稿等の利用者による自発的な情報発信（UGC：User Generated Content）を促進するため、効果的な統一ハッシュタグを設定するなど、利用者が「共有したくなる」ような仕掛けを行うこと。
- ⑦ 記事は事前に松山国際協に内容の確認を受け、許可を得た上で公開することとし、この確認等のために必要な日本語への翻訳は、受託者において実施すること。
- ⑧ インフルエンサーの感性を生かし、尊重するが、松山市へのネガティブな影響を与える内容や、日本の法令ならびに文化・慣習、国際情勢等を鑑みて掲載することが不相当と認められるものについては、修正・削除指示を行うことがある。
- ⑨ 本業務により掲載した記事や動画は、契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り、内容を改変し、又は公開を取りやめることが無いよう、受託者はインフルエンサーと係る条件を付した契約を締結するなど、必要な措置を講ずること。

(4) 実施内容の効果検証

上記(1)から(3)の業務による情報発信にかかる露出効果、松山市への誘客効果の測定及び分析を実施すること。効果検証の方法は、企画提案段階から測定及び分析の方法を明確に提示すること。

また、業務報告については、測定及び分析結果に基づく数値やターゲットの再設定、考察などを含む分析レポートとして今後活用できる内容とすること。

(5) その他

上記(1)から(4)の業務のほか、予算の範囲内で、(3)で作成した動画等を活用し、広告を用いたプロモーションを実施するなど、本業務の目的に資するための独自提案を行うことは妨げない。

7 成果物

受託者は、次の成果物を松山国際協へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、松山国際協の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。

成果品は、次の内容を含むものとする。本業務で得た各種データ等は、全て報告書と併せて納品すること。

- (1) インフルエンサーの意見集約や効果検証結果等を含む事業実施報告書
- (2) (1)以外の本業務において作成した各種データ等

8 その他運営上の要件

(1) 事業方針

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

(2) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(3) 事業計画書の作成

契約の締結後、年間の事業実施スケジュール(事業計画書)を作成し提出すること。

(4) 事業実施報告書の作成

事業実施後、事業実施報告書(印刷物1部及び電子データ)を作成し提出す

ること。

(5) ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山国際協と連携を図り、情報共有しながら適切に業務が遂行されるよう、必要に応じてミーティングを行うこと。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部について、事前に書面にて申請し、松山国際協の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山国際協に譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

松山国際協は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、松山国際協に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様

とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意又は過失により松山市及び松山国際協又は第三者に損害を及ぼしたきは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議の上決定する。

(7) 費用の負担

台風、地震など自然災害等のやむを得ない事情により松山国際協の判断で事業を中止する場合には、中止が決定するまでに要した経費（キャンセルに係る費用を含む。）の実費のみを支払うこととし、松山国際協と受注者が協議の上、契約内容を変更する。なお、変更契約額の確定に当たり、証憑書類の写し等の提出を求めることがある。

(8) 仕様変更

「9 契約に関する条件等(7)」のほか、やむを得ない事情により本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ、松山国際協と協議の上、承認を得ること。

(9) 法令の遵守

受託者は、本業務を履行するにあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(10) 定めのない事項

この仕様に定めのない事項又はこの仕様の条項について疑義が生じた場合は、松山市契約規則、松山市財務会計規則及び関係法令等によるほか、必要に応じて松山国際協と受託者が協議して定めるものとする。